

令和6年6月定例会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市市税条例の一部改正について

1 条例改正の経緯

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日付けで公布されたことから、今議会において、秋田市市税条例の一部を改正しようとするもの。

2 条例改正の内容

(1) 固定資産税（7年度課税から適用）

ア わがまち特例の見直し

(ア) 10,000kW以上20,000kW未満の規模で一般木質・農作物残さ区分に該当するバイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について見直しを行う。（参酌割合：3分の2→7分の6）（P5 附則第6条の8の2第10項(継続) 公布の日から施行）

※木竹に由来のものや農作物収穫に伴って発生するバイオマスをエネルギー源とする再生可能エネルギー発電施設が対象。本市では現在該当施設なし。

(イ) 滞在快適性等向上施設等に係る固定資産税の課税標準の特例を定めるもの。

（法定割合2分の1→参酌割合2分の1）（P5 附則第6条の8の2第16項(新設) 公布の日から施行）

※「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成をめざす区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等が道路や公園等の公共施設整備と併せて民地のオープンスペース化等を行う事業で用いる民間施設等が特例の対象。滞在快適性等向上区域は、都市再生整備計画で市町村が指定する区域であり、本市では現在対象区域なし。

イ 認定長期優良住宅に係る特例の申告手続きの簡略化

認定長期優良住宅に係る特例について、対象がマンションの場合、特例（新築の翌年度から7年間、税額を2分の1）の適用を受けるには、原則として各区分所有者から市長に申告書の提出を要するが、管理組合等から必要書類の提出があり、当該住宅としての認定を確認できる場合には、区分所有者から申告書の提出がない場合でも特例の適用ができることとするもの。（P5 附則第6条の8の3第3項(新設) 公布の日から施行）

※認定長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用する対策が講じられている住宅のことで、本市では住宅政策課で認定している。

(2) その他規定の整備

法改正に伴い、条ずれがあったことなどから、規定の整備を行う。

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第41条 (略)</p> <p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第43条～第129条 (略)</p> <p>(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)</p> <p>第130条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の9第4項、<u>第701条の12第7項又は第701条の13第5項</u>の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納入書によって納入しなければ</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第41条 (略)</p> <p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2もしくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号および第2号に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第43条～第129条 (略)</p> <p>(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)</p> <p>第130条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の9第4項、<u>第701条の12第5項又は第701条の13第4項</u>の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納入書によって納入しなければ</p>

ならない。

第131条～第145条 (略)

附 則

第1条～第6条の8 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2～9 (略)

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

11 法附則第15条第25項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

19 (略)

20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の8の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

ならない。

第131条～第145条 (略)

附 則

第1条～第6条の8 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の8の2 (略)

2～9 (略)

10 法附則第15条第25項第2号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 (略)

13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 (略)

19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の8の3 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123

号) 第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

以下 (略)

号) 第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

以下 (略)

秋田市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条（略）			第1条～第5条（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法における助産施設の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは <u>進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u> （以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する	1 市長	児童福祉法における助産施設の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは <u>進学準備給付金の支給に関する情報</u> （以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別

情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(略)

児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(略)

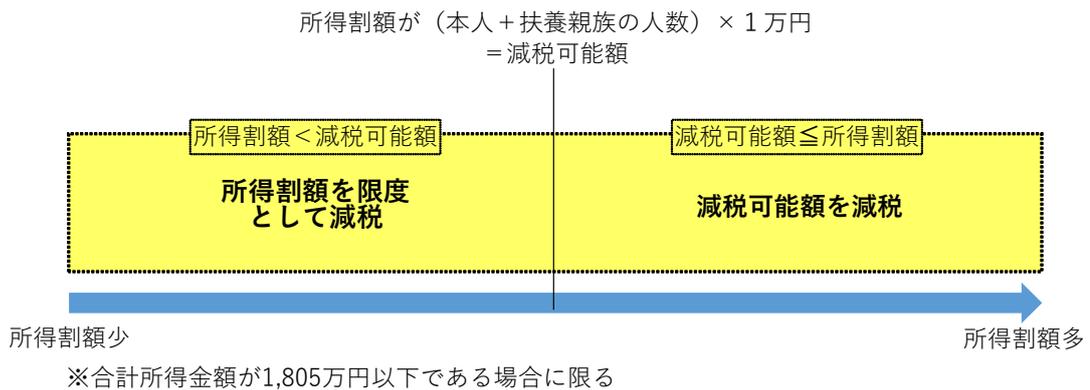
秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について

1 改正内容

(1) 個人住民税

ア 定額減税の実施

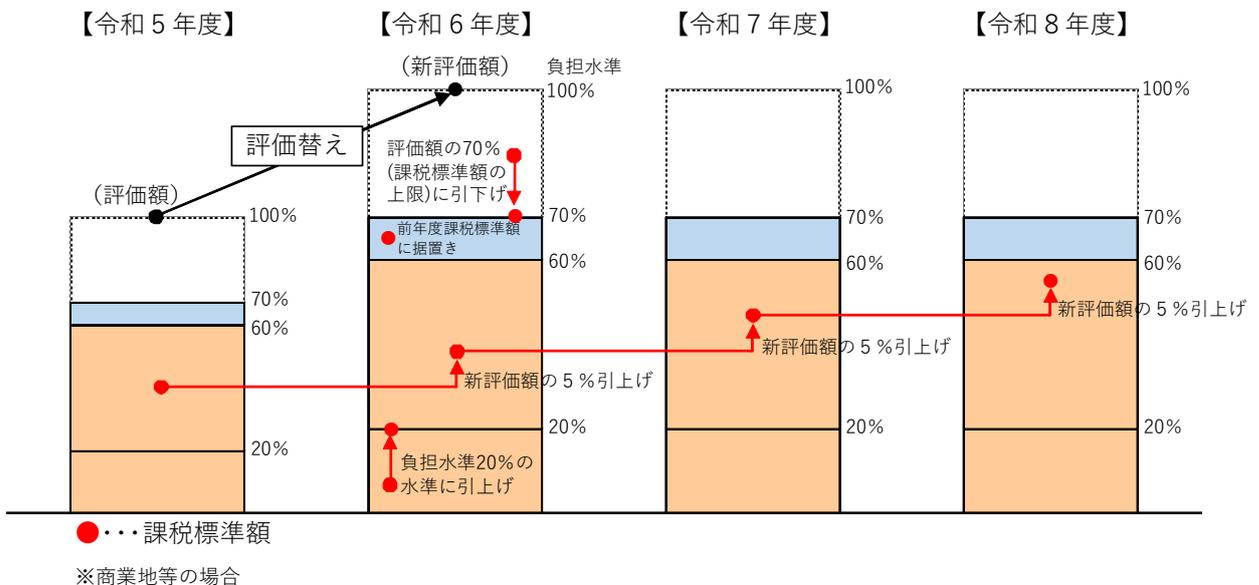
令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施する（減税による減収額は全額国費で補填）。（P11～17 附則第6条の5の5～附則第6条の5の8（新設））



(2) 固定資産税

ア 土地の負担調整措置

宅地等および農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、令和5年度までの負担調整措置の仕組みを継続する。（P17、18 附則第6条の9～附則第7条、P19 附則第7条の3、P19、P20 附則第8条および附則第13条）



2 専決処分の理由

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年4月1日施行の改正項目について条例を改正する必要があったことから、専決処分としたもの

3 施行期日

令和6年4月1日

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条の5の4 (略)</p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第6条の5の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条および附則第6条の5の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、前条および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の5の5第1項および前条の規定の適用については、第27条の6第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第33条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の各納期の納付額に関する特例)</u></p> <p><u>第6条の5の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条および第32条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額およ</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条の5の4 (略)</p>

び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなしとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてははなしとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個

人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第6条の5の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその

者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納

期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た

額」とあるのは、「附則第6条の5の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の5の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項、附則第6条の5の5第1項および前条の規定の適用については、第27条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに附則第6条の6第2項」と、附則第6条の5の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、附則第6条の6第2項および」と、前条中「附則第6条の5の4および」とあるのは「附則第6条の5の4、次条第2項および」とする。

第6条の7～第6条の8の3 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第6条の9 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第6条の10 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の6 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の5から第27条の7まで、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の2第1項、附則第6条の5の3第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第27条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条ならびに附則第6条の6第2項」とする。

第6条の7～第6条の8の3 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第6条の9 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第6条の10 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する

修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお

修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第7条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資

る固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第7条の2（略）

第7条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 農地に係る令和6年度から令和8年度まで

産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第7条の2（略）

第7条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条 農地に係る令和3年度から令和5年度まで

の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第8条の2～第12条の2（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第13条 附則第7条の規定の適用がある宅地等（附則第6条の9第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第122条の7の2第1号および第122条の14の2中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条の7の2第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

第13条の2～第15条（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第15条の2（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定め

の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第8条の2～第12条の2（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第13条 附則第7条の規定の適用がある宅地等（附則第6条の9第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第122条の7の2第1号および第122条の14の2中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条の7の2第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5（略）

第13条の2～第15条（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第15条の2（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定め

るところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

第17条 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第19条および第20条 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

るところによる。

(1)～(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

4 (略)

第17条 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第19条および第20条 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第22条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第22条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 (略)

以下 (略)

3および4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

6 (略)

以下 (略)

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する専決処分について

1 改正内容等

(1) 改正内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定の適用を受ける過疎地域（旧河辺町）における固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長する。（P25 第2条）

(2) 条例の概要

市町村過疎計画に記載された産業振興促進区域（旧河辺町）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた業種の事業の用に供する設備等について取得した場合、固定資産税の課税免除を行う。

(3) 課税免除の内容

ア 対象・要件

対象業種	取得価額要件		対象設備等
	資本金	取得価額	
・ 製造業 ・ 旅館業	1億円超	2千万円以上	当該事業の用に供される設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地
	5千万円超1億円以下	1千万円以上	
	5千万円以下	5百万円以上	
・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等	—	5百万円以上	

※資本金5千万円超は、新設・増設のみが対象

イ 免除期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度

ウ 減収補填

地方交付税による減収補填措置があり、総務省令で対象設備等の取得期限を規定（令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長）

2 専決処分の理由

総務省令の一部改正に伴い、課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を令和6年4月1日以後に延長するよう条例を改正する必要があることから、専決処分としたもの

3 施行期日

令和6年4月1日

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表第1号中欄又は第45条第3項の表第1号中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表第1号下欄又は第45条第3項の表第1号下欄の規定の適用を受けるもの(取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。)である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から令和9年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「適用設備等」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表第1号中欄又は第45条第3項の表第1号中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表第1号下欄又は第45条第3項の表第1号下欄の規定の適用を受けるもの(取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。)である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「適用設備等」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標等について

1 概要

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、公立大学法人の設立団体の長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として定め、当該中期目標を当該公立大学法人に指示するとともに、公表しなければならない。併せて、公立大学法人が当該指示を受けたときは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

現行の第2期中期目標の期間が令和6年度末で終了するため、年度内に令和7年度から令和12年度までの6年間に係る第3期中期目標を策定する必要がある。

2 第3期中期目標の策定に当たっての基本的な考え方

(1) 法定で中期目標として具体的に定めることとされている事項

- ア 中期目標の期間
- イ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ウ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- エ 財務内容の改善に関する事項
- オ その他業務運営に関する重要事項

(2) 第3期中期目標策定における主な視点

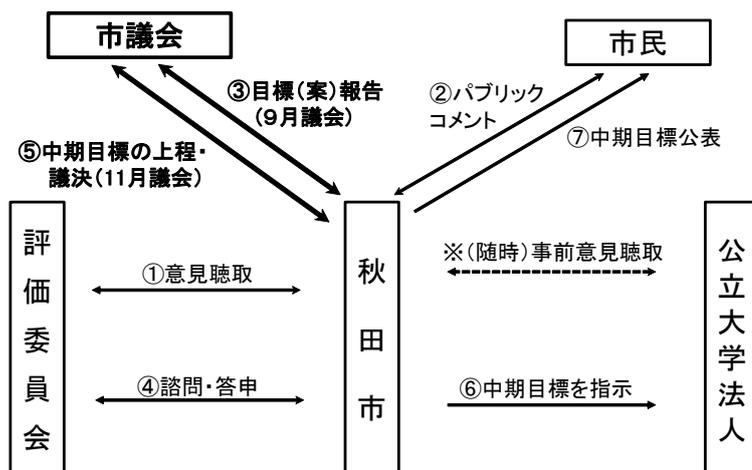
大学の基本理念を念頭に置き、人口減少や厳しい財政状況、時代の変化等を踏まえ、以下の事項を主な視点として目標を定める。

- ア 大学のブランド力の向上、学生支援の充実等
- イ 地域課題の解決、文化の振興等への貢献
- ウ 効率的かつ効果的な大学運営の推進

(3) 第3期中期目標の策定スケジュール

年月	内容	フロー
令和6年8月	中期目標（素案）について評価委員会から意見聴取	①
	パブリックコメントの実施（～9月まで）	②
9月	中期目標（案）を市議会定例会総務委員会に報告	③
10月	中期目標（案）確定後、評価委員会に諮問・答申	④
11月	市議会へ議案（中期目標を定める件）提出	⑤
12月	議決後、第3期中期目標を法人へ指示、公表	⑥⑦

◎ 中期目標策定フロー（秋田市策定）

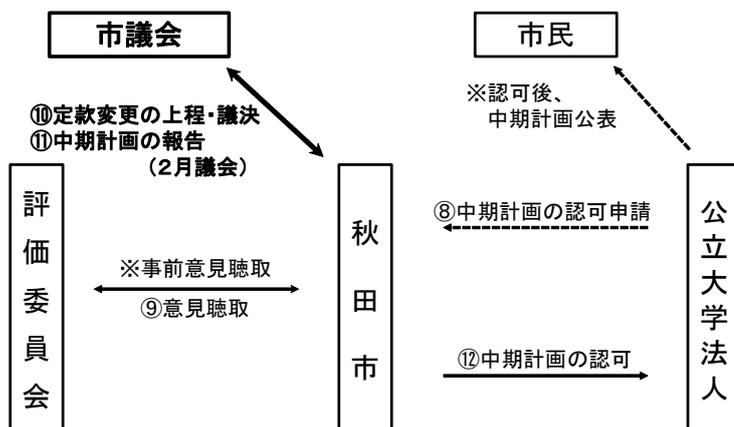


(4) 第3期中期目標策定後のスケジュール（中期計画の作成および定款変更）

年月	内容	フロー
令和7年1月	法人から第3期中期計画認可申請	⑧
	法人作成の中期計画（案）について評価委員会から意見聴取	⑨
2月	市議会へ議案（公立大学法人秋田公立美術大学定款を変更する件）提出	⑩
3月	中期計画を市議会定例会総務委員会に報告	⑪
	第3期中期計画の認可	⑫

※ 法改正に伴い、第3期中期目標期間から年度計画および年度評価が廃止されるため、公立大学法人秋田公立美術大学定款から年度計画等に関する規定を削る必要がある。

◎ 中期計画作成フロー（法人作成）



外旭川地区のまちづくりについて
(令和6年度スケジュール)

項目	令和6年(2024年)												令和7年(2025年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市議会			6月定例会			9月定例会			11月定例会			2月定例会			
外旭川地区まちづくり 庁内検討委員会・分科会		5/20 庁内検討 委員会 ※スケジュール説明			庁内検討 委員会			庁内検討 委員会			庁内検討 委員会				
地域力創造アドバイザー業務		事前準備											地域力創造アドバイザーとの協議(月1回程度)		
事業パートナー等との連携	4/9 市長面会	内容の見直し・深掘り													
	4/16 協定締結	事業主体・事業計画に関する協議													
新スタジアムに関する協議 (県・市・BB秋田等)	県、市、ブラウブリッツ秋田による協議														
		5/24 第1回 協議会		6月末 ライセンス 申請	→			9月末 ライセンス 交付							
地域未来投資促進法に基づく 手続等	県との事務協議 ※見直し・変更を反映し、適切な時期に国へ申請														
				申請	→			同意	申請	→			同意		
(仮称) 外旭川地区まちづくり協議会	※地域未来基本計画の国同意後に設立														
アドバイザリー業務 (法務、金融、技術面における 専門的な観点からの助言・支援)	アドバイザリー業務委託														
<参考> 卸売市場再整備				再整備 基本計画 策定	業者選定(プロポーザル)	業者選定(プロポーザル)	再整備アドバイザリー(要求水準書作成)業務(令和7年12月末まで)					新花き棟設計業務(令和7年3月末まで) ※令和6年6月補正(予定)			
			業者選定(入札)	測量調査業務・土壌調査業務											